

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述のうち、総務大臣が基地局の免許の申請を審査する際に、審査する事項に該当しないものはどれか。電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 2 周波数の割当てが可能であること。
- 3 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

[2] 次の記述は、無線局の免許が効力を失ったときに免許人であった者が執るべき措置について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A にその免許状を B しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める C 必要な措置を講じなければならない。

	A	B	C
1	10日以内	返納	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために
2	10日以内	廃棄	電波の発射を防止するために
3	1箇月以内	返納	電波の発射を防止するために
4	1箇月以内	廃棄	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために

[3] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「スプリアス発射」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の A からの許容することができる最大の偏差をいい、 B で表す。
- ② 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで C することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

	A	B	C
1	基準周波数	100万分率	除去
2	基準周波数	100万分率又はヘルツ	低減
3	割当周波数	100万分率	低減
4	割当周波数	100万分率又はヘルツ	除去

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
G7D	角度変調であって位相変調	<input type="text"/> A	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
F2C	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	<input type="text"/> B
D1E	<input type="text"/> C	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電話（音響の放送を含む。）

- | A | B | C |
|------------------------|----------------|-----------------------------|
| 1 デジタル信号である2以上のチャネルのもの | テレビジョン（映像に限る。） | 振幅変調と角度変調の組合せ |
| 2 アナログ信号である2以上のチャネルのもの | テレビジョン（映像に限る。） | 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの |
| 3 アナログ信号である2以上のチャネルのもの | ファクシミリ | 振幅変調と角度変調の組合せ |
| 4 デジタル信号である2以上のチャネルのもの | ファクシミリ | 同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの |

[5] 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項に該当しないものはどれか。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 給電線よりの輻射
- 2 空中線の利得及び能率
- 3 主輻射方向及び副輻射方向
- 4 空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの

[6] 次の記述は、主任無線従事者の選任について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人等（注）は、主任無線従事者を A なければならない。
注 免許人又は登録人をいう。以下②において同じ。
- ② 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から B 以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う C を受けさせなければならない。

- | A | B | C |
|-----------------------------|-----|----|
| 1 選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出 | 6箇月 | 講習 |
| 2 選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出 | 1年 | 実習 |
| 3 選任しようとするときは、総務大臣の承認を受け | 6箇月 | 実習 |
| 4 選任しようとするときは、総務大臣の承認を受け | 1年 | 講習 |

[7] 次の記述は、非常時運用人による無線局の運用について述べたものである。電波法（第70条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局（注1）の免許人等（注2）は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等（注3）が効力を有する間、 A ことができる。

注1 その運用が、専ら電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下②及び③において同じ。

注2 免許人又は登録人をいう。以下②及び③において同じ。

注3 無線局の免許又は登録をいう。

② ①の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する非常時運用人（注4）の氏名又は名称、 B その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

注4 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下③において同じ。

③ ②に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、 C を行わなければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人が指定した運用責任者の氏名	必要かつ適切な監督
2 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人による運用の期間	無線設備の取扱いの訓練
3 当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人による運用の期間	必要かつ適切な監督
4 当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人が指定した運用責任者の氏名	無線設備の取扱いの訓練

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害	遭難通信
2 放送の受信を目的とする受信設備	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 他の無線局	混信	遭難通信
4 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[9] 無線従事者は、電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消し
- 2 無線設備の操作の範囲の制限
- 3 無線従事者が従事する無線局の運用の停止
- 4 6箇月以内の期間を定めて行うその業務に従事することの停止

[10] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **A** 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** しなければならない。

A	B	C
1 臨時に	電波の質の測定結果を報告	その旨を通知
2 臨時に	電波を試験的に発射	①の停止を解除
3 3箇月以内の期間を定めて	電波を試験的に発射	その旨を通知
4 3箇月以内の期間を定めて	電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除

[11] 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合しないと認めるときは、当該無線設備を使用する免許人等（注）に対し、どのような措置を執ることができるか。電波法（第71条の5）の規定に照らし、次の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
- 2 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- 3 無線局の免許を取り消すことができる。
- 4 その職員を無線局に派遣し、その無線設備を検査することができる。

[12] 固定局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どこに掲げておかなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 通信室内の見やすい箇所
- 2 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 3 固定局のある事務所内の見やすい箇所
- 4 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所